

まん延防止等重点措置期間

(6月21日～7月11日)

※7月6日現在

大阪府内の飲食店（町村を除く）約10万店舗を
外観等（20時～21時30分）で営業時間短縮への
協力状況を確認
⇒ 約79,000店舗見回り済み

法31条の6第1項に基づく要請の手続き

個別店舗へ
の要請
(事前通知)
311店舗

実地調査

個別店舗
への要請
(通知)
172店舗

法31条の6第3項に基づく命令の手続き（期間が確保できないため手続きに至らず）

営業時間
短縮命令
(事前通知)

実地調査

弁明の機
会の付与
(2W)

営業時間
短縮命令
(通知)

店舗への現地
確認（命令違
反の確認）

地方裁判
所へ通知
(過料)